

2025年7月7日  
サンデン株式会社

## 「サンデングループ人権方針」の改定および「人権活動ガイドライン」新設

### ～国際基準に基づく人権デュー・ディリジェンス体制の強化へ～

サンデン株式会社(本社:群馬県伊勢崎市、以下、当社)は、2025年7月7日付で、「サンデングループ人権方針」(以下、本方針)を改定するとともに、新たに「人権活動ガイドライン」を策定いたしました。グローバルで事業展開を行う企業として、サステナビリティ経営のさらなる推進を図ってまいります。

当社は、「基本的原則(国際社会の中で共感する普遍の価値感)」という企業理念のもと、すべてのステークホルダーとの誠実な関係構築を重視しており、「人権の尊重」は企業活動の根幹を成す重要な価値と位置付けています。今回の改定とガイドラインの新設は、国際的な人権リスクへの対応や規制動向を踏まえ、当社グループ全体での人権デュー・ディリジェンス体制の実効性を高めることを目的としています。

#### ● 改定の背景と主な内容

当社は、2023年に人権方針を策定し、多様性の尊重や働きがいのある職場づくりを推進してまいりました。一方で、国際的な労働・人権基準への明示的対応や、データ・証憑の管理体制において課題が存在していたことから、今回の改定では以下の点を強化しています。

##### 1. コミットメントの明確化

本方針では、以下の国際的枠組みに基づき、企業としての人権尊重責任を明文化しています。

- ・ 世界人権宣言
- ・ 国際労働機関(ILO)基本条約および「労働における基本的権利に関する原則」
- ・ 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」
- ・ 国連グローバル・コンパクトの10原則
- ・ RBA(責任ある企業同盟)行動規範

##### 2. 人権尊重が求められる重点分野の特定

サンデンでは、自社およびグループ会社の現状を踏まえ、人権専門機関との対話を通じて以下の7分野を重点課題として特定しました。

- ・ 製品(安全性・品質)
- ・ 顧客(説明責任・情報提供)
- ・ 従業員(労働環境・差別防止)
- ・ 環境への関心(地域社会との共存)
- ・ グローバルコンプライアンス(法令遵守)
- ・ サプライヤーにおける人権
- ・ リスク評価および人権管理体制の構築

これらの分野におけるリスク低減のための取り組みを今後さらに強化してまいります。

### 3. 人権活動ガイドラインの策定とデュー・ディリジェンス体制の具体化

本改定において、新たに「人権活動ガイドライン」を制定し、人権施策の具体的対象、活動目標、データ・証憑の管理方針などを明確化しました。これにより、当社グループにおける人権デュー・ディリジェンス体制の実効性が向上しています。

今後は、事業領域や地域特性に応じた柔軟なアプローチのもと、段階的に人権デュー・ディリジェンスを展開し、国内外のビジネスパートナーに対しても本方針の理解と協力を求めながら、責任ある企業活動を推進してまいります。

#### [参考リンク]

・サンデングループ人権方針

[https://www.sanden.co.jp/environment/csr\\_effort/employee.html](https://www.sanden.co.jp/environment/csr_effort/employee.html)

---

#### 本件に対するお問い合わせ

サンデン株式会社 総務本部 広報・IR 担当

Tel : 03-5828-5582 Mail : sdhd.prcsr.jp@g-sanden.com Web : <https://www.sanden.co.jp/>